



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 1276 中型まき網漁業の許可又は起業の認可の申請をすべき期間 (資源管理課)..... 1
 1277 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)..... 1
 1278 " (")..... 2

○ 監査公表

- 監査公表第18号 3

告 示

和歌山県告示第1276号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、中型まき網漁業(いわし、あじ又はさばの採捕を目的とするものに限る。)の許可又は起業の認可の申請をすべき期間を平成29年10月26日から同年11月6日までと定めたので、同規則第8条第3項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成29年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1277号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

鳴滝川東谷2(1-201-1-015)、園部谷1(1-201-1-016)、柳谷東谷(1-201-1-019)、園部谷川(1-201-1-021)、六十谷谷1(1-201-1-022)、六十谷谷2(1-201-1-023)、六十谷谷3(1-201-1-024)、六十谷谷4(1-201-1-026)、上三毛東谷(1-201-1-038)、薬師寺(1-201-1-040)、西蓮寺谷(1-201-1-041)、上三毛西谷(1-201-1-042)、下三毛中谷(1-201-1-043)、下三毛南谷(1-201-1-044-1)、下三毛南谷(1-201-1-044-2)、東国古墳谷(1-201-1-045)、金谷谷4(1-201-1-046)、金谷谷3(1-201-1-047)、四谷(1-201-1-048-1)、四谷(1-201-1-048-2)、下三毛北谷(1-201-2-011)、鳩羽山西谷(1-201-2-012)、小倉神社東谷(1-201-2-013)、宮川谷(1-201-2-014)、金谷谷5(1-201-2-015)、四谷(1-201-2-016)、金谷谷2(1-201-2-017)、金谷谷1(1-201-2-018)、園部(10)(I-3586)、直川(2)(I-3423)、直川(3)(I-3424)、直川(12)(I-3634)、直川(15)(II-30053)、千手(I-280)、六十谷(1)(I-3419)、六十谷(2)(I-3420)、六十谷(4)(I-3421)、六十谷(5)(I-3422)、六十谷(6)(II-2060)、六十谷(7)(II-2061)、六十谷(8)

(Ⅱ-2062)、六十谷(9)(Ⅱ-2063)、六十谷(10)(Ⅱ-2134)、六十谷(12)(Ⅱ-2138)、六十谷(11)(Ⅱ-2145)、六十谷(13)(Ⅰ-30029)、六十谷(14)(Ⅰ-30030)、六十谷(15)(Ⅰ-30031)、六十谷(16)(Ⅰ-30032)、六十谷(17)(Ⅰ-30033)、六十谷(18)(Ⅱ-30048)、園部(1)(Ⅰ-367)、園部(Ⅰ-400)、園部(14)(Ⅰ-403)、園部(2)(Ⅰ-2146)、園部(3)(Ⅰ-3417)、園部(12)(Ⅰ-3418)、園部(4)(Ⅰ-3588)、園部(6)(Ⅰ-3596)、園部(7)(Ⅰ-3597)、園部(8)(Ⅰ-3598)、有功中学校(Ⅰ-3633)、園部(9)(Ⅱ-2034)、園部(13)(Ⅱ-2059)、園部(306)(Ⅲ-1076)、六十谷(301)(Ⅲ-1078)、園部(15)(Ⅰ-30021)、園部(16)(Ⅰ-30022)、園部(17)(Ⅰ-30023)、園部(18)(Ⅰ-30024)、園部(19)(Ⅰ-30025)、園部(20)(Ⅰ-30026)、園部(22)(Ⅰ-30028)、園部(23)(Ⅱ-30046)、園部(24)(Ⅱ-30047)、六十谷(19)(Ⅱ-30049)、六十谷(20)(Ⅱ-30050)、雑賀崎(15)(Ⅱ-30090)、雑賀崎(14)(Ⅰ-30052)、吹上(1)(Ⅰ-375)、吹上1丁目(Ⅱ-30091)、鷹匠町5丁目(Ⅱ-30092)、鷹匠町6丁目(Ⅱ-30093)、小倉(Ⅰ-293)、金谷(Ⅰ-3601)、下三毛(2)(Ⅰ-3603)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流、急傾斜地の崩壊及び地滑り

(2) 土砂災害警戒区域の名称

鳴滝川西谷1(1-201-1-011)、園部谷2(1-201-1-020)、園部谷3(1-201-2-005)、園部(21)(Ⅰ-30027)、下三毛(4)(Ⅱ-2069)、下三毛(3)(Ⅱ-2070)、上三毛(187)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1278号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年10月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

はたま谷(1-201-1-039)、鎌池谷(1-201-3-007-1)、鎌池谷(1-201-3-007-2)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課、海草振興局建設部及び那賀振興局建設部並びに和歌山市役所及び岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。)

監 査 公 表

和歌山県監査公表第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成29年8月21日から24日までに実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年10月10日

和歌山県監査委員 江 川 和 明
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 尾 崎 要 二
 和歌山県監査委員 岩 田 弘 彦

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
知事直轄	平成29年8月22日
総務部	平成29年8月22日
企画部	平成29年8月21日
環境生活部	平成29年8月23日
福祉保健部	平成29年8月21日
商工観光労働部	平成29年8月24日
農林水産部	平成29年8月23日
県土整備部	平成29年8月22日
会計局	平成29年8月21日
県議会事務局	平成29年8月23日
人事委員会	平成29年8月22日
労働委員会	平成29年8月22日
選挙管理委員会	平成29年8月22日
監査委員	平成29年8月24日
教育委員会	平成29年8月21日
公安委員会	平成29年8月23日

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

知事直轄

ア 政策審議課

(ア) 負担金の支出負担行為において、決裁権者を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

総務部

ア 人事課

(ア) 超過勤務等管理システム構築・運用業務委託において、5年の債務負担行為を設定しているにもかかわらず、契約では業務終了後に委託費を支払うこととなっていたので、適正に処理されたい。

(イ) 旅行命令簿において、公共交通機関実費額欄の記載を誤り、旅費の過渡しが生じている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 財政課

(ア) 補償・補填及び賠償金の支出負担行為において、決裁権者を誤り、また、出納機関に合議がなされていない事例があったので、併せて適正に処理されたい。

ウ 税務課

(ア) 県税収入の確保について

県税については、県税徴収対策本部を設置して、徴収に積極的に取り組んでいるものの収入率は、98.0%と前年度末に比し0.3ポイント減少し、平成28年度末の収入未済額も約17億3,267万円であり、前年度末に比し約1億9,647万円増加している。

特に個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約60%を占めており、市町村への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく直接徴収を継続実施するとともに、今後も市町村や地方税回収機構との連携を深め、全体として滞納整理事務事業の推進により、収入の確保に努められたい。

また、延滞金等諸収入の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

エ 管財課

(ア) 取り消した支出負担行為の帳票が保存されていないものがあったので、適正に処理されたい。

(イ) 出納機関に合議を要する支出負担行為で、合議のなされていないものがあったので、適正に処理されたい。

(ウ) 交付金の支出負担行為（併合）において、決裁権者を誤り、また、支出負担行為内訳票（併合）が添付されていない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 危機管理・消防課

(ア) 物品修繕の支出負担行為の決裁において、出納機関に合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

カ 災害対策課

(ア) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

企画部

ア 文化学術課

(ア) ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の使用承認を受けていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 旅行命令簿の復命欄において、記入漏れ及び記入誤りの事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

イ 調査統計課

(ア) 旅行命令簿の用務地点名称を誤り旅費の過払いを行っている事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 情報政策課

(ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

エ 移住定住推進課

(ア) 平成23年度地域資源活用ビジネス推進によるUIターン人材誘致事業委託契約不履行に伴う前払金の返還金及び賠償金については、平成28年度末で約80万円が収入未済であり、前年度末と同額

である。

今後も、未納者の現状を把握し返還の指導を行うなど、適切な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。

オ 総合交通政策課

(ア) 物品不用調書において、出納機関への通知がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

環境生活部

ア 循環型社会推進課

(ア) 産業廃棄物不適正処理及び産業廃棄物不法投棄に係る行政代執行費用の未収金については、平成28年度末で約11億1,316万円であり、前年度末に比し約26万円減少している。

今後も分納が滞らないよう納付指導を行い、適正な債権管理に努められたい。

イ 食品・生活衛生課

(ア) 重要物品台帳に登載されている備品について、正規の手続を経ず別の所属で使用されているので、適正に処理されたい。

(イ) 県獣医師会に保有備品を無償貸与しているが、物品貸付調書による決定及び出納機関への通知をしていなかったため、適正に処理されたい。

福祉保健部

ア 福祉保健総務課

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成28年度末で約5,092万円であり、前年度末に比し、約228万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(イ) 簡易公開調達が不調となったため随意契約を行ったものについて、出納機関に合議されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 生活扶助費等国庫負担金等の交付額の確定に伴う返還金の支出負担行為において、決裁権者を誤っていたものがあったので、適正に処理されたい。

イ 子ども未来課

(ア) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成28年度末で約2,038万円であり、前年度末に比し、約228万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の未収金については、平成28年度末で約3,028万円であり、前年度末に比し約151万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(ウ) 児童扶養手当返還金の未収金については、平成28年度末で約1,378万円であり、前年度末に比し、約13万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために、町村における窓口業務の指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(エ) 母子寡婦福祉対策資金貸付金の償還金の未収金については、平成28年度末で約10万円であり、

前年度末に比し、約8万円減少している。

今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(オ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(カ) 私立幼保連携型認定こども園障害児教育教育費補助金について、補助対象に該当するか否かを判断するための書類が交付申請書に添付されていなかったため、適正に処理されたい。

(キ) 里親支援機関事業委託業務について、仕様書の記載が不適切かつ不十分であったため、業務の実施が確認できないものが一部あったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(ク) 普通財産を譲与した後に、財産処分報告書を総務部長に提出していない事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 長寿社会課

(ア) 集中調達外の印刷製本費に係る支出負担行為の決裁において、出納機関に合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 障害福祉課

(ア) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成28年度末で約463万円であり、前年度末に比し約114万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止を図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(イ) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成28年度末で約26万円であり、前年度末に比し約2万円減少している。

今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(ウ) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成28年度末で約135万円であり、前年度末に比し1万円減少している。

今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(エ) 障害者自立支援特別対策事業費補助金等返還金の未収金については、平成28年度末で約65万円であり、前年度末に比し2万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、早期の債権回収に努められたい。

(オ) 心身障害者扶養共済掛金の未収金については、平成28年度末で約12万円であり、前年度末と同額である。

今後も、新規未収金の発生防止を図るとともに、過年度分の未収金について、引き続き債権管理に努められたい。

(カ) 調査員報酬について、委任払をしていたので、適正に処理されたい。

オ 医務課

(ア) 平成28年10月に全額回収した看護職員修学資金貸付金返還金について、和歌山県看護職員修学資金貸与条例（昭和38年和歌山県条例第18号）第12条の規定に基づく延滞利子を調定していないので、適正に処理されたい。

(イ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(ウ) 保管している資機材について、一部に故障があり使用できなくなっているものがあったので、適正に処理されたい。

(エ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

カ 健康推進課

(ア) 報償費による集中調達外の物品の購入に係る支出負担行為の決裁において、出納機関に合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

商工観光労働部

ア 商工観光労働総務課

(ア) 中小企業振興資金貸付金について、平成28年度においては、連帯保証人等に対する強制執行(差押え)などこれまで以上に債権回収を強化し、平成28年度末における収入未済額(元金)は、約83億7,893万円となり、前年度末に比し約6,654万円減少している。

今後、債権管理を適切に行い、強制執行など考え得る最大限の債権回収措置を講じられたい。

(イ) 見積年月日の記載のない随意契約の見積書を徴し、收受印も押印されていなかったため、適正に処理されたい。

(ウ) 和歌山県立わかやま館の使用料及び賃借料の徴収業務を株式会社に委託しているが、業務委託できない雑入に係る事務も委託しているため、適正に処理されたい。

(エ) 委託業者に県有備品を無償貸与しているが、物品貸付調書による決定及び出納機関への通知をしていなかったため、適正に処理されたい。

イ 労働政策課

(ア) 負担金の支出負担行為において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。

ウ 企業振興課

(ア) 和歌山県中小企業新分野進出支援事業費補助金及び和歌山県地域産業技術改善費補助金の返還金について、平成28年度末の未償還額は約1,162万円であり、前年度から回収が進んでいない。

今後、未納者の現状を十分把握し、引き続き適切な債権管理に努力されたい。

(イ) 平成28年度創業セミナー委託業務の契約において、契約保証金受入前に契約を締結していたため、適正に処理されたい。

(ウ) 貸付中の備品が手続を経ず廃棄されていたため、適正に処理されたい。

エ 産業技術政策課

(ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたため、適正に処理されたい。

農林水産部

ア 農業試験場暖地園芸センター

(ア) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

イ 果樹試験場

(ア) 職員の旅費が支給されていない事例があったため、適正に処理されたい。

ウ 果樹試験場かき・もも研究所

(ア) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

エ 畜産試験場

(ア) 総合支援指導研修会に係る参加負担金について、旅費で支出し過渡しが生じていたため、適正に処理されたい。

(イ) 物品修繕の支出負担行為の決裁において、出納機関に合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 林業試験場

(ア) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

カ 食品流通課

(ア) 納期限までに納入されなかった商談会の負担金について、督促状を発していない事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(イ) 国内大型展示会出展に係る出展者負担金において、20万円の未収金が発生していたので、未納者への償還指導を行うなど、早期の債権回収に努められたい。

また、本件について、納期限後20日以内に督促状を発していなかったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(ウ) 中間流通を活用したプレミアム和歌山販路開拓業務委託において、業務内容に変更があったにもかかわらず変更契約を締結していなかったため、適正に処理されたい。

キ 農業農村整備課

(ア) 土地改良事業等の竣工に伴い、当該事業で設置した工作物を既に市町村又は土地改良区に譲与し、底地のみが県所有となっている土地については、引き続き計画的に譲与を進めるよう努められたい。

ク 経営支援課

(ア) 農業改良資金貸付金償還金の未収金については、平成28年度末で元金の未収金は発生していないが違約金の未収額が約257万円となっており、前年度末に比し約99万円減少している。

今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。

(イ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

ケ 林業振興課

(ア) 林業・木材産業改善資金貸付金の未収金については、関係機関と連携を図りながら回収に努められているが、平成28年度末で約1,084万円であり、前年度末に比し約152万円減少している。

今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。

コ 森林整備課

(ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

サ 水産振興課

(ア) 沿岸漁業改善資金貸付金の未収金については、平成28年度末で現年度分の未収金は発生していないが、過年度分が約883万円、確定分の違約金が約450万円であり、合計金額では前年度末に比し約151万円減少し約1,333万円となっている。

今後も、新規滞納者の発生防止とともに、未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。

シ 資源管理課

(ア) 資金前渡口座の預金利息を収入調定していなかったため、適正に処理されたい。

県土整備部

ア 県土整備総務課

(ア) 道路改良工事現場への不法投棄に伴う撤去費用に係る収入未済額は平成28年度末で約22万円であり、前年度から回収が進んでいない。

今後も、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 交通事故に伴う損害賠償請求に係る収入未済額が平成28年度末で約25万円となっている。

今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 技術調査課

(ア) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(イ) 工事請負契約不履行に伴う延納利息について、平成28年度末で約17万円が収入未済となっている。

今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。

ウ 道路政策課

(ア) 資金前渡（随時）の精算票を確認できない事例があったので、今後このようなことのないよう、厳正な事務の執行に努められたい。

エ 河川課

(ア) 契約解除による違約金は、平成28年度末で約31万円が収入未済となっているので、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 河川敷地の不法占用については、平成28年度末で12件あり、引き続き不法占用者に対しては厳正に対処されたい。

また、不法占用を防止するため、河川パトロール等により、河川巡視の強化を図られたい。

(ウ) 廃川敷地の処理について、不法占用となっている土地については厳正に対処するとともに、不法占用を防止するため資産保全手続及び定期的なパトロールを実施されたい。

また、各案件に適した早期処理方針を検討するとともに、引き続き適正な管理に努められたい。

オ 砂防課

(ア) 契約解除による違約金は、平成28年度末で約29万円が収入未済となっているので、適切な債権管理に努められたい。

カ 下水道課

(ア) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(イ) 委託料の支出負担行為の決裁において、出納機関に合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

キ 都市政策課

(ア) 土地区画整理事業の貸付金の返還金について、平成28年度末で約8,852万円が収入未済となっているので、引き続き適切な債権管理に努められたい。

(イ) 景観支障建築物等の除去措置に係る行政代執行に伴う未収金が平成28年度に新たに約193万円発生し、現在も収入未済となっている。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 建設工事に係る契約において、「建設工事に係る新公共調達制度」による契約事務を行っていないので、適正に処理されたい。

(エ) サイン製作設置業務の委託契約において、契約の保証を求めずに契約を締結していたので、適

正に処理されたい。

ク 建築住宅課

(ア) 公営住宅の家賃等の未収金について、平成28年度末の収入未済額は約1億2,848万円であり、前年度末に比し約238万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、各振興局、県住宅供給公社及び委託管理人と連携し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 県営住宅明渡等請求事件により発生した損害賠償金について、平成28年度末で約143万円が収入未済となっており、前年度から回収が進んでいない。

今後も、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 契約書の作成が必要となる委託契約において、請書を徴している事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

ケ 港湾空港振興課

(ア) 港湾施設使用料等の未収金について、平成28年度末で約2,005万円であり、前年度末に比し約701万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 指定管理者に県有備品を無償貸与しているが、物品貸付調書による決定及び出納機関への通知をしていなかったため、適正に処理されたい。

コ 港湾漁港整備課

(ア) 集中物品調達において、納品前に履行確認を行っている事例があったため、適正に処理されたい。

会計局

ア 会計課

(ア) 証紙売りさばき代金損害賠償金について、平成28年度末の収入未済金は261万円であり、前年度末に比し約594万円減少している。

今後も、収入未済金の徴収に努力されたい。

(イ) 超過勤務等管理システム構築・運用業務委託において、5年の債務負担行為を設定しているにもかかわらず、契約では業務終了後に委託費を支払うこととなっていたため、適正な審査を行われたい。

イ 総務事務集中課

(ア) 自転車使用に係る通勤届において、自転車による合理的な通勤経路を確認せず、自家用車による合理的な通勤経路を用いて通勤手当の認定をしていたため、適正に処理されたい。

(イ) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じている事例があったため、適正に処理されたい。

県議会事務局

(ア) 政務調査費返還金の未収金については、平成28年度末で約46万円であり、前年度末に比し24万円減少している。

今後も、適切な債権管理に努められたい。

教育委員会

ア 総務課

(ア) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

イ 給与福利課

(ア) 平成18年5月に支給された退職手当について、平成19年4月に刑が確定したため、元職員に返納

を求めているが、平成28年度末で約1,266万円が収入未済となっている。

今後も、債権の回収と適切な債権管理に努められたい。

- (イ) 貸地料において、納期限後20日以内に督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 生涯学習課

- (ア) 進学奨学金等返還金の未収金については、償還対策方針を決定し、償還指導等に努められているところであるが、平成28年度末で約8億6,867万円であり、前年度末に比し約1,619万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、効率的に収納率を高める方策の検討を行い、引き続き債権管理に努められたい。

- (イ) 修学奨励金返還金の未収金については、平成28年度末で約7,779万円であり、前年度末に比し約289万円増加している。

今後も、未収金の発生防止のため償還指導の徹底を図り、引き続き債権管理に努められたい。

エ スポーツ課

- (ア) 修繕料の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

オ 県立学校教育課

- (ア) 公有財産台帳に記載された特許権について、管理が不十分であったので、今後は、財産管理について万全を期されたい。

公安委員会

- (ア) 放置違反金の平成28年度末における未収金は約821万円であり、前年度末に比し約372万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握等するなど、適切な債権管理に努められたい。

- (イ) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による事故が複数発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(3) 検討事項

企画部

ア 企画総務課

- (ア) コスモパーク加太の未利用地(890,137㎡)については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

- (イ) 旧南紀白浜空港跡地(365,407㎡)については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

福祉保健部

ア 障害福祉課

- (ア) 旧六星寮の跡地について、総務部及び県土整備部と連携の上、早期に処分を進められたい。

商工観光労働部

ア 労働政策課

- (ア) 和歌山県職業能力開発協会が実施した技能検定の一部において不適正な事案が判明したことを受け、当該協会に対し、業務改善についての指導・監督に努められたい。

県土整備部

ア 道路保全課

- (ア) 廃道敷地については、平成28年度末で8件が未処理となっている。

今後も、引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理に努めるとともに処分等を進められたい。

イ 道路建設課

(ア) 道路整備事業の残地について、一部で処理が行われているが、引き続き案件ごとの処理方針を検討されたい。

また、事業休止中のため未利用となっている土地について、一部で事業が再開されているが、今後も適切な管理に努め、利活用を検討されたい。

ウ 建築住宅課

(ア) 和歌山県住宅供給公社職員による県営住宅家賃等の着服事件の発生を受け、再発防止に向けて、当該公社の業務改善について必要な指導・監督を行うとともに、家賃等の徴収に係る業務フローについて再検証されたい。

(4) 上記以外の機関について、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。